

REPORT III

芸術文化による廃校の活用を考える

- 地域・都市の交流・再生拠点の形成を目指して -

社会研究部門 柄田 明美
tsuka@nli-research.co.jp

はじめに

京都芸術センター、芸能花伝舎、篠山チルドレンズ・ミュージアム、精華小劇場、にしすがも創造舎…。これらは、すべて廃校を転用した芸術文化の拠点、または芸術文化を支援する団体の拠点施設である。

近年、全国各地で廃校の活用が進んでおり、芸術文化による廃校の活用もまた、少しずつであるが、事例が増えている。

廃校は、芸術文化を活動の主軸とするNPOや芸術家側からみると、新しい活動を展開するための創造拠点であり、地域住民側からみると、地域の記憶をとどめるなつかしい拠点である。一方、地方自治体側からみると、有効に活用すべき財産であり、まちづくりや都市づくりのための交流・発信拠点としての期待が高い。

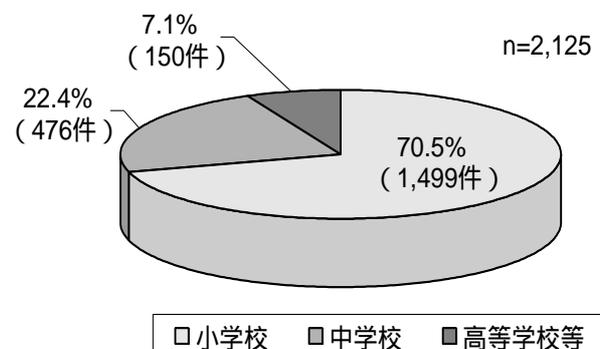
本稿では、芸術文化による廃校活用の先導的な事例から、運営手法、今後活用を進めるための方策を整理・分析するとともに、芸術文化による遊休施設の活用が地域や都市に果たす効果について考察する。

1. なぜ廃校の転用が進むのか

(1) 増え続ける廃校、進む規制緩和

2004年のわが国の合計特殊出生率は1.29、2003年（過去最低）と並んでおり、少子化が進んでいる。2005年度の小学校の児童数は719万7千人、1982年から24年連続して減少し続けている（1981年は1,192万5千人）（平成17年度「学校基本調査速報」文部科学省）。少子化のほか、地域の高齢化、郊外への人口流出、地方における過疎化等複数の要因から、小学校、中学校、そして公立の高等学校でも学校の統廃合が進んでおり、過去10年間で2,125校が廃校となっている（図表 - 1）。

図表 - 1 過去10年間の廃校数の内訳（小中高別）



（資料）文部科学省『廃校施設の実態及び有効活用状況調査研究報告書』2003年

廃校は今後も増え、全国で毎年150校から200校で推移することが予想されているが、従来、廃校の転用には大きな壁があった。学校の校舎や教室など、国庫補助を受けて整備した学校施設の目的外転用については、原則として国庫補助金の返還が求められていたのである(注1)。

しかし、段階的に規制緩和され、地域再生の観点から、内閣府の「地域再生計画」(注2)に認定されることで、その再生計画の中に位置付けられた廃校の転用については規制が緩和されることとなった。これにより、補助対象財産、つまり廃校の転用手続きの一元化・迅速化が図られ、制度上は、民による多様な転用が進むこととなった。

(2) 芸術団体側が廃校活用に関わる理由

それでは、芸術団体側は、どういった理由から廃校の活用に関わっているのだろうか。

舞台芸術(演劇、ダンス等)の実演家団体や芸術家個人では、稽古場や発表の場の不足と資金不足が慢性的な課題となっている。

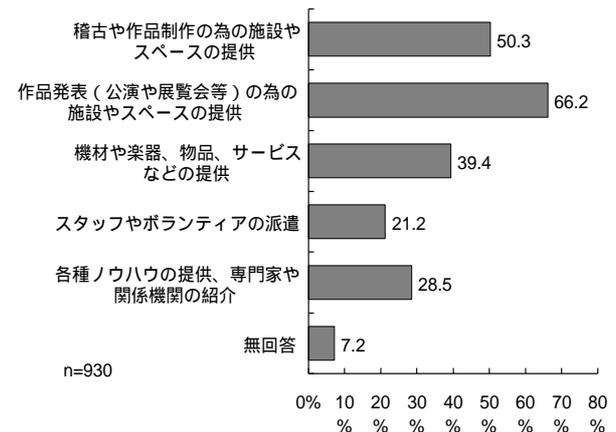
芸術団体を対象としたアンケート調査では、芸術活動を行うにあたり、資金提供以外に望ましい支援方法を尋ねたところ、「公演や展覧会等、作品発表のために施設やスペースを提供してもらおう」(66.2%)、「稽古や作品制作のために施設やスペースを提供してもらおう」(50.3%)の2項目が高い割合を占める(図表-2)。また資金面での現状については、「慢性的に不足している」(57.7%)の割合が最も高く、次いで「活動資金は不足気味」(30.6%)となっており、両者を併せると、資金面で不足していると感じている団体が9割近くを占める(図表-3)。

芸術団体にとって、廃校を拠点とすることは、条件によっては比較的安価であり、広さやスペースの自由度が高く、しかも継続的な利用が可

能となることが大きな魅力であろう。

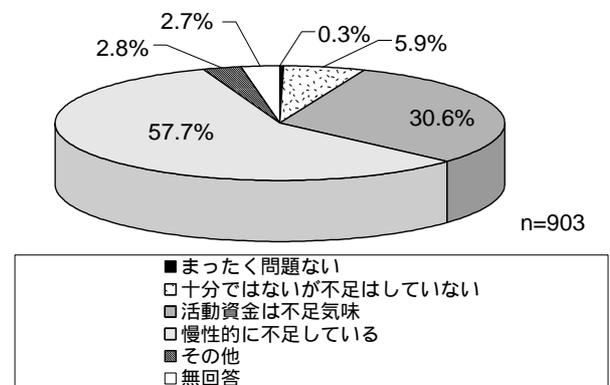
なお、慢性的な資金の不足、場の確保の難しさは、NPOという組織形態が抱える課題でもあり(注3)、NPOとして芸術団体・芸術家をサポートする活動団体は、二重の課題を抱えていると言える。

図表-2 資金提供以外に望ましい支援



(資料)(社)企業メセナ協議会『民間財団、公的財団の文化芸術振興策に関する基礎調査』(2002年)

図表-3 芸術活動における資金面の現状



(資料)(社)企業メセナ協議会『民間財団、公的財団の文化芸術振興策に関する基礎調査』(2002年)

2. 施設の運営手法 - 既存の事例から

それでは、実際に芸術文化による廃校活用はどのような経緯でどのように運営されているのだろうか。まだ数に限りはあるが、芸術文化の専門施設として既存の事例を整理したものが、図表-4である。これらの事例から、運営主体、設立の経緯、運営主体の特徴をみてみよう。

図表 - 4 廃校活用の事例

施設名 管理運営主体 オープン年月	事業の概要 開設までの経緯 運営手法
芸能花伝舎 (社)日本芸能実演家団体協議会) 2005年4月	<p>新宿区、オフィスビルの谷間にある旧淀橋第三小学校(1997年閉校)を、(社)日本芸能実演家団体協議会(以下 芸団協)をはじめとする芸能関連団体の事務所、稽古用施設、会議・セミナー室等として再生。</p> <p>廃校を実演家のための拠点とする構想を持ち、廃校利用を打診し続けていた芸団協と、文化振興を重点施策として掲げる新宿区のニーズが合致した。</p> <p>新宿区とは、10年間の賃貸契約を文化協定で締結。長期間の利用が可能となっている。改修費、光熱費、運営費は芸団協負担。稽古場や創造スペースの貸し出しで収入を確保する。また、施設整備と事業を資金面から支える「芸能花伝舎サポート会員」(年間1万円を個人は1口以上、団体は10口以上)を募っている。</p>
世田谷ものづくり学校 アールプロジェクト(株) 2004年10月	<p>世田谷区の旧池尻中学校(平成16年閉校)を、インテリア、デザイン、商業施設経営を主な事業とする民間企業(株)イデーが、(株)アールプロジェクトを運営主体として、デザインや映像などのクリエイターの集まるインキュベーション拠点、「ものづくり学校」として再生。ワークショップ事業、イベント等を実施。</p> <p>閉校後の学校活用については、平成12年に統合・閉校が決定後、各種団体等から活用案が寄せられた。(株)イデーからの「R-SCHOOL-PROJECT(学校跡地再生プロジェクト)」もそのうちの一つであった。2003年秋以降、イデー案に基づいて作成された案をもとに、地元説明会、普通財産の貸付に対する条例議決等を経て、オープンに至った。</p> <p>運営主体は、(株)アールプロジェクト(旧(株)イデー・アールプロジェクト)。世田谷区から5年間の定期建物賃貸借契約。(株)アールプロジェクトが、5年間の契約で若手クリエイターをテナントとして募り、賃貸収入で運営費、光熱費を賄う。入居時の必要最少限の分離工事等は区、内装改修等は全ては運営主体が実施。</p> <p>* 世田谷ものづくり学校は、世田谷区産業振興部工業・雇用促進課の管轄であり、芸術文化施設ではないが、デザインや映像など広くアートという概念に含まれるジャンルのインキュベーション施設であることから、事例として紹介する。</p>
精華小劇場 精華小劇場活用実行委員会(大阪市、大阪府中央区、(財)大阪都市協会、精華校園跡地活性化協議会、演劇関係者) 2004年10月	<p>大阪ミナミの繁華街にある旧精華小学校(1995年閉校)の体育館を、小劇場として再生。行政、地域、演劇関係者による共同運営で自主事業を実施。建物は1920年代築の洋風建築。</p> <p>1998年、地域の有志で精華校園跡地活性化協議会を立ち上げ、立地を活かした文化施設への転用が検討された。</p> <p>大阪市文化振興課が市教育委員会から借り受け、耐震工事などを含めた劇場への改修を実施。</p>

施設名 管理運営主体 オープン年月	事業の概要	開設までの経緯	運営手法
にしすがも創造舎 NPO法人アート・ネットワーク・ジャパン（共同事業者としてNPO法人アーティストと子どもたち） 2004年8月	豊島区西巢鴨の旧朝日中学校を、演劇やダンスの稽古場として、また、地域の子どもたちとの交流拠点として再生。	国際的な舞台芸術に関する事業を展開するNPO法人アート・ネットワーク・ジャパン（以下 ANJ）は、都内に充実した創作環境が必要だという問題意識から、他に先駆けて、廃校に注目し、すでに豊島区の千川小学校（暫定的な施設開放）で事業を実施していた。本格的な創造拠点を捜していた折、豊島区がNPOとの協同事業の企画提案をし、ANJが応募、舞台芸術に関する長年の活動と、千川小学校での経験から採用された。	区とANJとの使用貸借契約による無償貸与。稽古場の賃料で、光熱費、維持管理費を捻出している。
篠山チルドレンズ・ミュージアム 篠山市 2001年7月	兵庫県篠山市の旧多紀中学校（1998年閉校）を、子どもたちの創作活動を支える市のミュージアムとして再生。	1997年（廃校決定）時に、「多紀中学校跡地利用検討委員会」（行政、地域住民の代表等）を設置。学校であったという特性を活かした子どものための施設を開設することで方向性が決定された。美術館関係者、地域住民等から構成される検討委員会で基本構想・基本計画を設計、篠山市の文化施設としてオープンした。	ミュージアムの事業部門は、市が全額出資する（株）プロビスささやまに業務委託。地域住民のボランティア組織「ミュージアム・クラブ」のメンバーが活動に参加・参画。また、子どもたちのサポートをする地域主体の交流サークル、広報宣伝サークル等が活動を支援している。
京都芸術センター 京都市（財）京都市芸術文化協会） 2000年4月	京都市烏丸交差点裏の旧明倫小学校（1993年閉校）を、市の文化施設として再生。創造活動のための制作室、講堂、カフェ、フリースペースなどを持つ。地域に事業の成果を還元するため、利用団体は、ワークショップや公開制作など、交流事業を実施することが要件。	明倫小学校は、1931年に全額地域住民からの寄附で建設された鉄筋コンクリート作りの校舎。地域住民から市民を対象とした校舎の存続について強い希望があり、そのまま活用することとなった。	施設の管理委託は市及び各文化団体の出捐で設立された（財）京都市芸術文化協会。諮問機関である評議会、運営方針の策定、使用者の選考等を行う運営委員会を設置。市の芸術家・芸術団体が積極的に関わり、運営している。

（資料）（財）地域創造『地域創造Vol.18「特集よみがえる廃校」』（Autumn 2005）、（財）地域創造『地域創造Vol.17「体験レッスン・にしすがも創造舎に廃校運営を学ぶ」』（Spring 2005）、各施設ホームページ、および公表資料より作成

（1）運営主体

ここ2～3年にオープンした施設の運営主体は、芸能花伝舎：社団法人、にしすがも創造舎：NPO法人、世田谷ものづくり学校：民間企業、といったように、多様な「民」である。特に世田谷ものづくり学校は、廃校を転用した

施設運営に民間企業が携わっている事例として先導的なものである。

一方、行政が運営主体として関わっている施設、精華小劇場、篠山チルドレンズ・ミュージアム、京都芸術センターは、地域住民や、芸術団体等から構成される運営委員会、市民組織な

どと連携した運営のしくみを作り、地域のニーズや芸術団体の専門性を取り込んでいる。

(2) 設立の経緯

学校に対する住民の思いは強く、運営の主体が民であっても地方自治体であっても、地域住民との調整は、いずれの施設においても高いハードルである。特に、なぜ芸術文化のための施設として使われるのかについては、住民説明会など地域との調整に時間と労力がかかっている。

精華小劇場、篠山チルドレンズ・ミュージアム、京都芸術センターといった歴史ある建物の場合、校舎をそのまま残すことを強く希望して、再活用を考える地域住民組織が結成されている。また、再活用を考える組織がそのまま運営主体として関わっていることが共通している。

(3) 運営の手法

民が運営主体としてイニシアチブを取って廃校活用をしているにしすがも創造舎、芸能花伝舎、世田谷ものづくり学校の運営手法をみてみよう。

にしすがも創造舎は、使用貸借契約で、施設全体は無償貸与。世田谷ものづくり学校と芸能花伝舎は賃貸借契約（定期建物賃貸借契約）である。いずれの場合も、維持費、光熱費は運営主体が負担している。言わば、学校建物に民間がテナントとして入居しているという位置付けであることが、運営の大きな特徴である。

既存の公立文化施設の場合、「公の施設」として地方自治体が直営するか、あるいは地方自治体が指定した管理者との業務委託契約（2003年より指定管理者制度が導入）となっている。篠山チルドレンズ・ミュージアム、京都芸術センターはこれにあたる。「公の施設」である建

物全体で民が収益事業を行うことには制限がある。したがって、民の運営主体が、経済的な自立性を高めるための収益事業（会議室や稽古場の貸し出し等）を行うことができるようにするため、こういった契約手法が取られているといえよう。なお、学校施設は、学校として使用される場合は公用に供する財産としての行政財産であるが、施設の貸借契約を行う場合は、行政内手続きにより普通財産に変更する必要がある。

一方、廃校を活用して実施される事業には、公共性も求められる。そのため、事業の目的、実施する事業内容等を相互に確認するため、地方自治体と運営主体の間で協定を結んでいることが2つ目の特徴といえよう。

3つ目の特徴として、これらはいずれも有期の契約であることが挙げられる。にしすがも創造舎と世田谷ものづくり学校は5年間、芸能花伝舎は10年間となっており、にしすがも創造舎は概ね5年間の活用を目標としながらも、年度ごとの契約となっている。芸能花伝舎の契約期間の10年間は、初期の改修コストの回収、事業の継続性を考慮したものであり、文化協定書に盛り込むことで実現した。一方、世田谷ものづくり学校の5年は、事業の効果を確認、把握するための期間として設定されている。

ただし、有期の契約は、運営主体にとっては長期的な展望を持ちづらく、その中でどのようにイニシャルコストを負担していくかは、NPO法人や地域住民組織にとっては、大きな問題である。改修資金については、施設の構造に関わる部分は地方自治体で負担、内装やエアコンの追加など、事業の実施にあたって必要な改修は運営主体で負担、という考え方となっているようだ。

3. 芸術文化による廃校活用を進めるために - その留意点と効果

芸術文化による廃校活用を進めるためには、まず地方自治体が、廃校活用の目的を施策として位置付ける必要がある。

例えばにしすがも創造舎の場合、豊島区の文化政策の中で「文化クラスターの形成に向けた具体的アクション」として、にしすがも創造舎が位置付けられている。芸術文化ジャンルで、しかも民間が運営主体となる場合、その効果と目的を明確に打ち出すことが、ハードルの高い地域住民の理解と支援を得ることにつながると考えられよう。

次いで必要なのは、廃校活用の目的を相互に確認することである。運営主体がNPO法人をはじめとする民の場合、芸術文化を専門とする団体独自の理念や事業目的に基づいた活動の実践の場として廃校を活用するのであり、その団体が行政と全く同じ方向を向いて事業を行うことが可能とは限らない。廃校の活用が、地方自治体、運営主体、そして地域いずれにもメリットとなるよう、相互の目的を確認する必要がある。また、地方自治体側が、何を効果として運営主体の事業手法を評価していくのかも、明示していく必要があるだろう。

一方、大きな課題は、先にも述べたように、有期中での改修にかかるイニシャルコストと運営資金である。世田谷ものづくり学校の開設にあたっては、日本政策投資銀行が廃校校舎のコンバージョン（転用）から事業運営迄を対象に金融融資を行った^(注4)。

今、廃校に限らず、歴史的建造物や倉庫、空き店舗といった地域に眠る公・民の遊休施設を、NPO法人が活用していく動きも高まっている。今後、NPO法人も対象とした公・民の融資制度が充実すれば、廃校も含め、多様な遊

休施設の活用も進展するだろう。

近年、芸術文化は、舞台芸術や美術に限らず、映像やデザイン、建築など、多様なジャンルも含んで考えられており、ジャンル間の融合も進んでいる。こうした芸術文化は、廃校を再び人々が集まる地域の交流拠点にするという直接的な効果とともに、地域のさまざまなリソースを新たなアイデンティティとして再生・発信する創造拠点にするという波及的な効果がある。地方自治体でも、都市計画や産業と連携した幅広い視点から芸術文化を位置付ける方向になりつつある。

今後益々事例が増えて、廃校も含む遊休施設の有効な活用方策が検討されることが望まれる。

-
- (注1) 地方自治体において、国庫補助を受けて整備した公立の学校施設を補助目的に反して転用する場合、原則として、公共用又は公用施設として利用すること、補助事業完了後10年経過していること、無償による処分であること、の全要件を満たしてはじめて残存価額に対する補助相当額（国庫納付金額）の納付が不要になる（文部科学省ホームページより）。
 - (注2) 地域再生計画とは、地域再生法に基づく認定制度。地域が行う地域再生のための自主的・自立的な取組を総合的かつ効果的に支援するため、地方自治体が作成しその認定を申請する地域再生計画について内閣総理大臣が認定し、国は認定を受けた地域再生計画に基づく事業に対して特別な措置を講じるもの（内閣府ホームページより）。
 - (注3) 内閣府国民生活局『市民活動団体基本調査』（平成17年10月）によると、行政から必要な支援として、最も割合が高いのは「活動に対する資金援助」（71.4%）、次いで「活動や情報交換の拠点となる場所の確保・整備」（51.2%）となっている。
 - (注4) 日本政策投資銀行は、平成15年11月首都圏企画室内にSOHOコンバージョン支援センターを設立。不稼働物件を有効活用するSOHOコンバージョン事業とそのマネジメント手法である家守事業の普及を支援。